



マイシティライフ 213号

平成25年5月15日発行
(年2回発行)

5月は『消費者月間』です！

平成25年度 消費者月間 統一テーマ

「学ぶことから始めよう ～自立した消費者に向けて～」

消費者保護法（現在の消費者基本法の前身）が昭和43年5月に施行され、その20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」と定めることとされました。

今年度のテーマ「学ぶことから始めよう～自立した消費者に向けて～」は、消費者の皆様に、まずは自ら学ぶことから始めてほしいとの願いをこめて定められたものです。

京都市では、市民の皆様が、消費生活に関する知識を自ら進んで修得していただけるよう、また、自分だけでなく、周りの人や将来生まれる人、社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する「消費者市民社会」※の実現に向けて、年齢階層等に応じた学習機会の提供や情報の発信に取り組んでいます。

※ 昨年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律でうたわれています。

消費生活
情報誌
213号
の
川柳

押し買いに 時代変われし 身につまされ (左京区在住の方の作品)

トラフィカ京カード
3,000円分進呈!

- 応募資格 京都市内在住または通勤・通学の方（中学生以下を除く）
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 ハガキまたはA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送またはFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3000円分を進呈します。

回覧して ください。										
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

京 都 市

水道修理にまつわるトラブル

相談事例

洗面所の蛇口の水が止まらない※¹ので、慌てて、チラシが入っていた水道業者に電話をしました※²。パッキン交換等の簡単な工事で水は止まったのに、来訪した業者に「排水管が腐っている。洗面台ごと排水管を交換しなければダメだ!」と強引に言われ、**工事を了承**※³してしまいました。予期しない高額な請求を受けましたが、どうしたらよいのでしょうか



アドバイス

依頼したのが水漏れ修理であれば、排水設備工事は依頼した範囲を超えていますので、訪問販売と考えられ、クーリング・オフできる場合があります。**契約した日を含めて8日以内※であればクーリング・オフ制度を利用することにより無条件で契約を解除**できます。クーリング・オフは必ずハガキなどの書面で通知してください。証拠が残るように、ハガキの表裏ともコピーを取り、特定記録郵便で水道業者宛てに出しましょう。

契約内容に納得できなければ、すぐに代金を支払わずに、**できるだけ早く京都市消費生活総合センターまでご相談ください。**

※適切な契約書が渡されていない場合や、勧誘に問題がある場合は、8日を過ぎた場合でも交渉可能な場合があります。

ポイント

- ※¹ 慌てずに、まずは水を止めましょう。
元栓、止水栓を閉めれば水漏れは止まります。日頃から止水栓の場所を確認しておきましょう。
- ※² 水道工事・排水設備工事は、京都市の指定工事業者でなければ施工することができません。
指定工事業者の紹介や確認は、上下水道局お客さま窓口サービスコーナー ☎672-7770やお近くの営業所にお問い合わせください。また、上下水道局のホームページでも「京都市指定工事業者リスト」がご覧いただけます。
- ※³ 工事を依頼する際は、必ず複数の指定工事業者から見積りを取り、内容について十分な説明を受け検討してください。
見積りは有料となる場合もあります。必ず、事前に確認してください。

食品表示の基礎知識

食品には、商品の原材料や栄養成分表示などいろいろな情報が、記載されています。実際にどんな表示がされているのか見てみましょう！

実際の表示例

名 称	スナック菓子
原 材 料 名	じゃがいも（遺伝子組換えではない）、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物（小麦粉を含む）、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー（かに・えびを含む）、香料、調味料（アミノ酸等）、卵殻カルシウム
内 容 量	81g 賞味期限 この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販 売 者	〇〇株式会社 39※ 京都府京都市〇〇区〇〇町〇〇番地

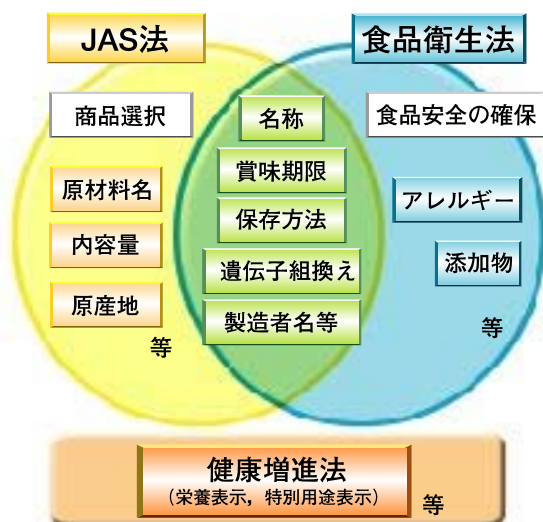
※製造所固有記号

主要栄養成分1袋（81g）当たり （当社分析値）			
エネルギー	483kcal	炭水化物	37.6g
たんぱく質	3.8g	ナトリウム	330mg
脂 質	35.3g	食塩相当量	0.8g

※栄養表示は任意

JAS法、食品衛生法及び健康増進法の関係

左記の「実際の表示例」はこれらの法律に基づいています。



これらの表示は、

- ① すべての飲食物品の品質に関する表示について、製造業者等が守るべき基準を定めた「JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）」
- ② 販売の用に供する食品・添加物に関する表示の基準を定めた「食品衛生法」
- ③ 国民の健康増進を総合的に推進するため、特別用途の表示、栄養成分に関する表示の基準を定めた「健康増進法」

に基づいています。

今後の方向性

食品表示に関係する3法を一元化して、食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保という、より一般的・包括的な目的を持つ食品表示法が国会で審議中です（4月15日現在）。

今後、具体的な表示基準などが示され、周知期間を経て、施行されることになっています。

消費生活総合センターのごあんない



相談無料

相談受付時間 平日 午前9時～午後5時

クーリング・オフマン

■消費生活相談

☎ 256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

○センターが休みの土曜、日曜、祝休日(年末年始を除く。)の緊急時には、**消費生活 土・日・祝日 電話相談(TEL 257-9002)**を受け付けています。(午前10時～午後4時、電話相談のみ)

○ホームページ上から相談を受け付ける**インターネット消費生活相談**もご利用ください。
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-2-3-0-0-0-0-0-0.html>

■多重債務相談

☎ 256-3160
さいむせろ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による
多重債務特別相談などをご案内します。

■交通事故相談

☎ 256-2140

■法律相談(問合せ)

☎ 256-2007

※弁護士による法律相談の相談時間

開催日	時間	定員	申込み
月・火・木曜	午後1時15分 ～午後3時45分	15名	当日午前9時から 整理券配布
金曜		15名	前の週の月曜日 午前9時から 電話予約
第2・第4水曜	午後6時 ～午後8時	12名	

※いずれも1人当たりの相談時間は20分(面談のみ)

弁護士による無料法律相談は、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。受付方法は、各区役所・支所地域推進室法律相談担当にお問い合わせください。

図書及び視聴覚教材閲覧・貸出しの御案内

消費生活総合センターでは、消費生活に関する図書・視聴覚教材の閲覧及び貸出しを行っています。この度、図書の増冊も行いましたので、是非、ご利用ください。

<利用方法>

どなたでも、無料で閲覧・視聴ができます。
消費生活総合センターの窓口にて受け付けます。

<利用時間>

平日 午前8時45分～午後5時30分(年末年始を除く。)

<貸出冊数・期間>

図書の貸出し	5冊までを2週間
視聴覚教材の貸出し	5本までを1週間

貸出しについては、市内在住または通勤の方に限ります。



申込み・問合せ ☎ 256-1110

京都市文化市民局市民生活部

消費生活総合センター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

TEL256-1110 FAX256-0801

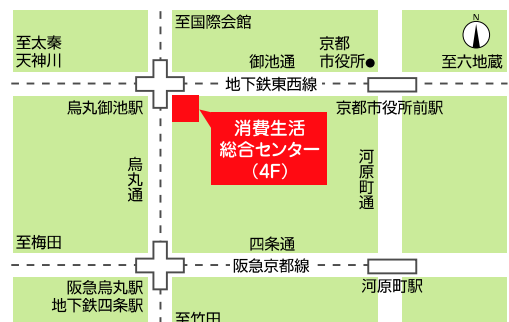
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

【閉庁日】 土・日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

発行/平成25年5月15日 京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター
京都市印刷物 第254102号



再生紙・ベジタブルオイルインクを使用しています

